

議案第 4 4 号

長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 3 0 年 6 月 5 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成 3 0 年 3 月 2 2 日厚生労働省令第 3 0 号)の施行に伴い所要の改正を行うとともに、暴力団排除に係る規定を設けるもの。

長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例(平成25年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「である者」を「又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、役員等(事業者である法人の役員又は事業者の代表者をいう。)が長与町暴力団排除条例(平成24年条例第17号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者である法人を除く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。